

6. PCBについて

RD最終処分場におけるPCB廃棄物の取扱について

RD最終処分場におけるこれまでの廃棄物（ドラム缶等および廃棄物土）の分析では、PCBについて溶出試験では不検出であるが、含有試験では微量ながら検出されている状況にあり、低濃度であるものの1のおりPCBが含有されていることや、RD最終処分場に係る対応策を遺漏なく、慎重に検討していくために、RD最終処分場のPCB廃棄物の取扱について、専門部会や対策委員会で審議を願うこととしたい。

なお、審議結果をふまえて措置事項を検討していくこととしたい。

1 RD最終処分場におけるPCBの検出状況について

(1) これまでの検出状況

① 西市道側平坦部掘削調査

- ドラム缶、一斗缶、ポリタンク
 - ・ コールタール 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (0.89 ~ 1.2mg/kg 2/2)
 - ・ 鉱さい 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (0.02 ~ 0.64mg/kg 2/2)
 - ・ 燃え殻 溶出試験(不検出 0/7) 含有試験 (不検出 0/7)
 - ・ 廃塗料 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (<0.01 ~ 0.02mg/kg 1/2)
- 廃棄物土 溶出試験(不検出 0/16) 含有試験 (<0.01 ~ 0.26mg/kg 2/16)
- 浸透水 不検出 0/5

② 深掘箇所是正工事

- 廃棄物土 溶出試験(不検出 0/8) 含有試験 (0.20 ~ 0.40mg/kg 3/3)

③ 北尾側セトバック工事

- 廃棄物土 溶出試験(不検出 0/7) 含有試験 (0.40 ~ 1.0mg/kg 7/7)

④ 処分場中央部

- 廃棄物土
 - ・ ケーシング調査 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (0.01 ~ 0.16mg/kg 4/4)
 - ・ ホーリング調査 溶出試験(不検出 0/6) 含有試験 (0.22 ~ 0.57mg/kg 6/6)

⑤ モニタリング調査

- 地下水・浸透水
 - ・ 県調査結果 不検出 (県No.1 ~ No.9)
 - ・ 市調査結果 不検出 (市No.1 ~ No.3, No.5, No.6, No.8 ~ No.10)

(2) PCBが含有試験で検出される原因

廃PCB等やPCB汚染物等が違法に投棄された場合にPCBが検出されることになるが、RD最終処分場で検出されるPCBは含有で0.01 ~ 1.0mg/kg（溶出試験は不検出）と低濃度であり、検出原因としては、廃棄物処理法に規定する「PCB処理物」や「汚泥等」のうち判定基準を下回る廃棄物や、PCBが0.5mg/kgの値以下で含まれる重電機器等の絶縁油が、何らかの経路で埋め立てられたことも想定でき、原因となる廃棄物の種類についてはわからない。

2 廃棄物処理法とPCB特措法の取扱いについて

(1) PCBを含む特別管理産業廃棄物および産業廃棄物の区分

特別管理産業廃棄物	
① 廃PCB等	廃PCB、PCBを含む廃油
② PCB汚染物	PCBが染込、塗布、付着、封入された汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラ、金属くず等
③ PCB処理物	廃油 (0.5mg/kg 超)、廃酸・廃アルカリ (0.03mg/l 超)、廃プラ・金属くず・陶磁器くず (PCBが付着等)、これら以外 (0.003mg/l 超)
④ 指定下水汚泥等	汚泥等 (0.003mg/l 超)
⑤ 汚泥・廃酸・廃アルカリ (業種指定)	廃酸・廃アルカリ (0.03mg/l 超)

産業廃棄物	
① PCB処理物の基準以下のもの	
② 指定下水汚泥等、汚泥・廃酸・廃アルカリの基準以下のもの	
③ 重電機器等の 0.5mg/kg 以下の絶縁油	
④ 特別管理産業廃棄物①から⑤以外により汚染されたもの	

(2) PCBを含む特別管理産業廃棄物および産業廃棄物の処分方法

- ① 特別管理産業廃棄物
 - 高温 (1100 度C以上、2 秒滞留) 焼却
 - 環境大臣が定める方法 (分解、洗浄除去、分離除去)
- ② 産業廃棄物
 - 埋立処分
 - 焼却処分

(3) PCB特措法の適用

- ① 適用範囲
 - PCB製品 (トランス絶縁油、熱媒体等) 由来のPCBを適用範囲とする。
- ② 適用義務
 - 保管届出、適正保管、定期報告
 - 期限内処理

廃棄物処理法とPCB特措法の関係

PCB廃棄物とPCBを含む廃棄物

①廃PCB等	②PCB汚染物	③PCB処理物	④指定下水汚泥等	⑤汚泥・廃酸・廃アルカリ(業種指定)	⑥その他
<ul style="list-style-type: none"> ・廃PCB ・PCBを含む廃油 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥 ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・廃プラスチック類 ・金属くず ・陶磁器くず ・コンクリートガラ <p>PCBが染込、塗布、付着、封入したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油 0.5mg/kg超過 ・廃酸/廃アルカリ 0.03mg/l超 ・廃プラ/金属くず/陶磁器くず PCBが付着、封入したもの ・上記以外 0.003mg/l超(溶出) 	<p>判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥 0.003mg/l超(溶出) ・廃酸/廃アルカリ 0.03mg/l超 ・処理したもの 廃酸/廃アルカリ 0.03mg/l超 廃酸/廃アルカリ以外 0.003mg/l超(溶出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB処理物の基準をクリアするもの ・判定基準をクリアするもの ・重電機器の0.5mg/kg以下の絶縁油 ・①～⑤以外により汚染されたもの 	

①特別管理産業廃棄物	②産業廃棄物
------------	--------

PCBを含むものの処理方法

- ①高温焼却(1100℃以上、2秒滞留)
- ②環境大臣が定める方法
 - ・分解(脱塩素化反応、水熱酸化反応、還元熱化学反応、光化学反応、プラズマ反応、機械化学反応、溶融反応)
 - ・洗浄除去
 - ・分離除去

- 埋立処分
- 焼却処分

PCBの由来

①PCB製品由来
トランス絶縁油、熱媒体等

②非PCB製品由来
非意図的生成(燃焼、副生成等)

①PCB特措法の適用
【義務】・期限内処理・保管届出・報告

②PCB特措法の適用外

実際の処理(対応)

- ①日本環境安全事業(相委託処理(高濃度))
- ②自社処理
- ③処理できるまで適正保管

- ①自社処理
- ②委託処理(業許可取得なし)
- 処理できるまで適正保管

埋設廃棄物およびその周辺土壌有害物質汚染調査結果

(溶出試験の有害物質検出状況)

調査場所	サンプリング	検出濃度(平均値:mg/l。ただし、ダイオキシン類はpg-TEQ/g)。下段は検出範囲。右側は基準超過頻度。																					
		ヒ素		総水銀		鉛		ホウ素		フッ素		カドミウム		シス-1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ベンゼン		PCB				
高濃度熱化水素発生施設 処分場掘削調査	ホーリング	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	0.55 0.46~0.64	0/2	ND	0/2							ND	0/2		
旧鴨ヶ池 高アルカリ原因調査	表層	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	1.9 1/1		ND	0/1	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2		
北尾側平坦部 北尾側掘削調査	坪掘	ND	0/3	ND	0/3	<0.01	0/3					<0.005	0/3	<0.04	0/1	<0.03	0/1	<0.01	0/1	<0.01	0/3	ND	0/3
北尾側平坦部	坪掘	ND	0/7	ND	0/7	ND	0/7	0.1 ND~0.2	0/4	0.22 0.16~0.32	0/4	ND	0/7	ND	0/7	ND	0/7	ND	0/7	ND	0/7	ND	0/7
深掘箇所	表層	ND	0/3	ND	0/8	ND	0/27	0.2	0/1	0.46	0/1	ND	0/3	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/8
西側平坦部	坪掘	0.001 ND~0.009	0/16	ND	0/16	ND	0/16	0.1 ND~0.3	0/16	0.77 0.33~2.2	3/16	0.001 ND~0.005	0/6	ND ND~0.011	0/16	ND	0/16	ND	0/16	ND	0/16	ND	0/16
処分場中央部	ホーリング	0.002 ND~0.006	0/6	ND	0/6	ND	0/6	0.7 0.2~1.9	2/6	0.73 0.33~1.6	2/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6
土壌環境基準値		0.01		0.0005		0.01		1		0.8		0.01		0.04		0.03		0.01		0.01		—	
検出限界値		0.005		0.0005		0.005		0.1		0.08		0.001		0.004		0.002		0.0005		0.001		0.0005	

(含有試験の有害物質検出状況)

調査場所	サンプリング	検出濃度(平均値:mg/kg。ただし、ダイオキシン類はpg-TEQ/g)。下段は検出範囲。右側は基準超過頻度*。															
		ヒ素		総水銀		鉛		ホウ素		フッ素		カドミウム		PCB		ダイオキシン類	
高濃度熱化水素発生施設 処分場掘削調査	ホーリング※	17 ND~34	0/4	ND	0/4	150 77~210	2/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	0.06 0.01~0.16	4/4	46 15~85	0/4
旧鴨ヶ池 高アルカリ原因調査	表層	ND	0/1	ND	0/1	120	0/1					ND	0/1	ND	0/1		
北尾側平坦部 北尾側掘削調査	坪掘	ND	0/3	ND	0/3	120 74~140	0/3					ND	0/3	ND	0/3		
北尾側平坦部	坪掘	ND	0/7	ND	0/7	72 57~100	0/7	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/7	0.70 0.40~1.0	7/7		
深掘箇所	表層	ND	0/2	ND	0/7	140 97~210	7/26					ND	0/2	0.30 0.20~0.40	3/3	53 34~72	0/2
西側平坦部	坪掘	ND	0/2	ND	0/2	180 ND~1000	6/16	ND	0/16	ND	0/2	ND	0/16	0.02 ND~0.26	2/16	100 0.82~1200	1/16
処分場中央部	ホーリング	ND	0/6	ND	0/6	110 63~180	1/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	0.39 0.22~0.57	6/6	43 15~95	0/6
土壌汚染指定基準値		150		15		150		4000		4000		150		—		1000	
検出限界値		15		1.5		15		400		400		15		0.01		—	

注) ※印の含有試験は溶出試験後の固層試料を分析しているため等、
*印のPCBは検出頻度。基準が設定されていないため。

処分場浸透水・周縁地下水からのPCB検出状況

区分	帯水層	位置	観測井戸	地盤標高	掘削深さ	スレーナー位置	検出濃度(右側は基準超過頻度)				pH	電気伝導率 (mS/m)
							PCB(mg/l)	ダイキソ類	(pg-TEQ/g)			
周縁・周辺地下水	Ks0砂層	北西側	市No.1	129.25	74.2	71.3~73.2	ND	0/1	0.075	0/1	8.3	427
											6.8~9.7	17~1398
	Ks1+Ks2砂層	南西側	県No.4	150.54	40	20~40	ND	0/1	0.14	0/1	6.5	22
			市No.6	141.07	135	3.9~25.7	ND	0/1	0.065	0/1	6.1~7.1	13~40
		西側	県No.3	140.26	27.1	9~21	ND	0/17	1.6 0.15~14	7/18	6.7	6
			市No.9	133.67	27	5.7~22.2	ND	0/1	0.12	0/1	5.5~7.6	4~7
	Ks2砂層	南東側	県No.2	140.26	30	12~16	ND	0/17	0.18 0.032~1.0	0/17	5.4	14
											4.4~6.2	7~41
		西側	市事前No.2	132.41	10	8~10					6.4	18
			市事前No.7	135.53	12	10~12					5.8~7.4	8~88
		北西側	県No.1	129.07	24	8~24	ND	0/17	0.41 0.092~1.1	1/17	7.3	17
			市No.8	129.43	22	9.9~17.8	ND	0/2	0.026	0/1	6.6~9.1	14~41
			県No.9	135.72	27	17.3~25.3	ND	0/6	0.45 0.074~0.99	0/6	6.9	265
			市No.10	128.75	21	10.3~17	ND	0/1	0.42	0/1	6.5~7.2	230~283
		経堂池下流	市No.7	122.77	27	12.9~21.9	ND	0/2	0.015	0/1	7.0	156
			市No.3	119.33	26.8	18.9~24.4	ND	0/5	0.019 0.018~0.020	0/2	6.7~7.4	48~239
	Ks3砂層	経堂池下流	市No.5	119.33	14	9.8~13	ND	0/1	0.011	0/1	6.2	169
	沖積層砂層	北西側	市No.2	129.25	7	5.2~6.1	ND	0/4	0.93	0/1	5.6~7.0	134~185
			市No.4	119.33	3.5	2.8~3.3					7.1	56
	浸透水・浸出水	中央部	県No.5		21				0.27	0/1	7.1	91
県No.6				3				0.37	0/1	5.7~9.6	58~153	
県No.8			149.25	22	4~21	ND	0/1	3.8	1/1	7.1	97	
中央部H16-1			149.75	24	19.2					7.1	97	
中央部H16-2			150.28	22	21.36					5.6~8.6	65~119	
中央部H16-5			150.18	24	19.45					7.1	22	
中央部H16-6										6.3~7.7	17~38	
西側平坦部A				2.5						10.3	191	
西側平坦部C				2.3						9.6~11.2	133~250	
西側平坦部E				2.5						6.8	38	
西側		西側平坦部F		2.2						6.5~7.7	26~141	
		西側平坦部G		5						7.2	199	
		県No.7		2.5				0.37	0/1	7.4	365	
		旧鴨ヶ池井戸H		3.9						7.1~7.5	319~440	
		旧鴨ヶ池井戸J		5						7.2	299	
		水処理施設原水					ND	0/4	0.08 0.077~0.15	0/5	6.7~7.5	145~462
地下水環境基準値(安定型処分場維持管理基準)		検出されないこと							1			
		検出限界値							0.0005mg/L			

ドラム缶内容物の分析結果

○溶出試験結果

確認日	H17.9.30	H17.9.30	H17.9.30	H17.9.30	H17.9.30	H17.12.16	H17.12.17	H17.12.17	H17.12.19	H17.12.20	H17.12.20	H17.12.21	—	検出限界
位置	H	H	H	H	H	F	H	L	G	EF	F	C	—	
検体番号	0930-1	0930-2	0930-3	0930-4	0930-5	1216F5	1217H18	1217L20	1219G16	1220EF10	1220F7	1221C21	51	
性状	燃え殻	燃え殻	燃え殻	燃え殻	燃え殻	鋳さい	コルタル	燃え殻	燃え殻	廃塗料	鋳さい	コルタル	廃塗料	
カドミウム mg/l	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
鉛 mg/l	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.049	ND	ND	ND	ND	ND	0.021	0.005
砒素 mg/l	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005
総水銀 mg/l	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
PCB mg/l	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
フッ素 mg/l	—	—	—	—	—	0.23	0.18	0.89	0.3	ND	0.67	ND	0.36	0.08
ホウ素 mg/l	1.0	0.7	0.8	0.5	1.5	ND	ND	0.5	0.5	ND	0.7	ND	ND	0.1

○含有試験結果

確認日	H17.9.30	H17.9.30	H17.9.30	H17.9.30	H17.9.30	H17.12.16	H17.12.17	H17.12.17	H17.12.19	H17.12.20	H17.12.20	H17.12.21	—	検出限界
位置	H	H	H	H	H	F	H	L	G	EF	F	C	—	
検体番号	0930-1	0930-2	0930-3	0930-4	0930-5	1216F5	1217H18	1217L20	1219G16	1220EF10	1220F7	1221C21	51	
性状	燃え殻	燃え殻	燃え殻	燃え殻	燃え殻	鋳さい	コルタル	燃え殻	燃え殻	廃塗料	鋳さい	コルタル	廃塗料	
カドミウム mg/kg	ND	ND	ND	ND	ND	ND	19	ND	ND	ND	ND	ND	ND	15
鉛 mg/kg	200	380	380	540	260	ND	36	33	ND	45	ND	ND	120	15
砒素 mg/kg	ND	ND	ND	ND	ND	16	ND	ND	ND	ND	22	ND	ND	15
総水銀 mg/kg	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.5
PCB mg/kg	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.89	ND	ND	ND	0.64	1.2	0.02	0.01
フッ素 mg/kg	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	400
ホウ素 mg/kg	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	400
ダイオキシン類 pg-TEQ/g			720			—	—	2200	500	—	—	—	—	
強熱減量 %	32.5	26.1	16.8	25.7	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	

環境中のPCB濃度

1 環境保健クライテリア 140PCB他

国際化学物質安全性計画

	濃度範囲	備考
大気	0.00002~0.015 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
表流水	0.1~0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	
海洋	0.00005~0.0006	
土壌・堆積物 (汚染地域)	0.01~2.0 mg/kg 500	
飲料水	0.001~0.005 $\mu\text{g}/\text{L}$	

2 化学物質実態調査(モニタリング調査)

環境省

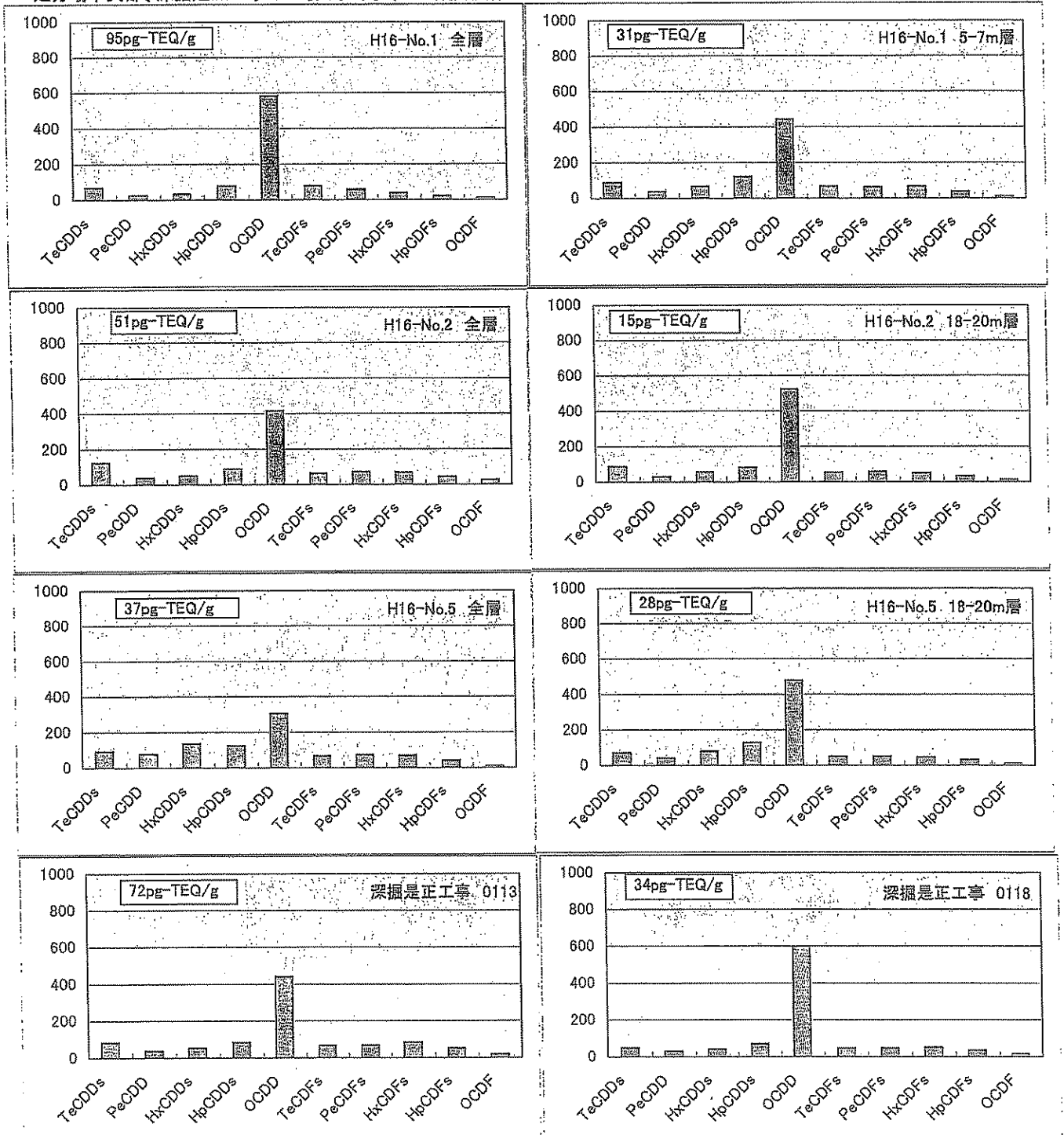
	濃度範囲	備考
大気(全国)	0.000017~0.0026 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H14~H16
水質(全国)	0.00006~0.011 $\mu\text{g}/\text{L}$	H14~H16
大阪港	0.0016~0.0046	H14~H16
琵琶湖	0.00029~0.00062	H14~H16
底質(全国)	0.000038~5.6 mg/kg	H14~H16
大阪港	0.42~5.6	H14~H16
琵琶湖	0.00049~0.028	H14~H16

大気暫定環境濃度: $0.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$

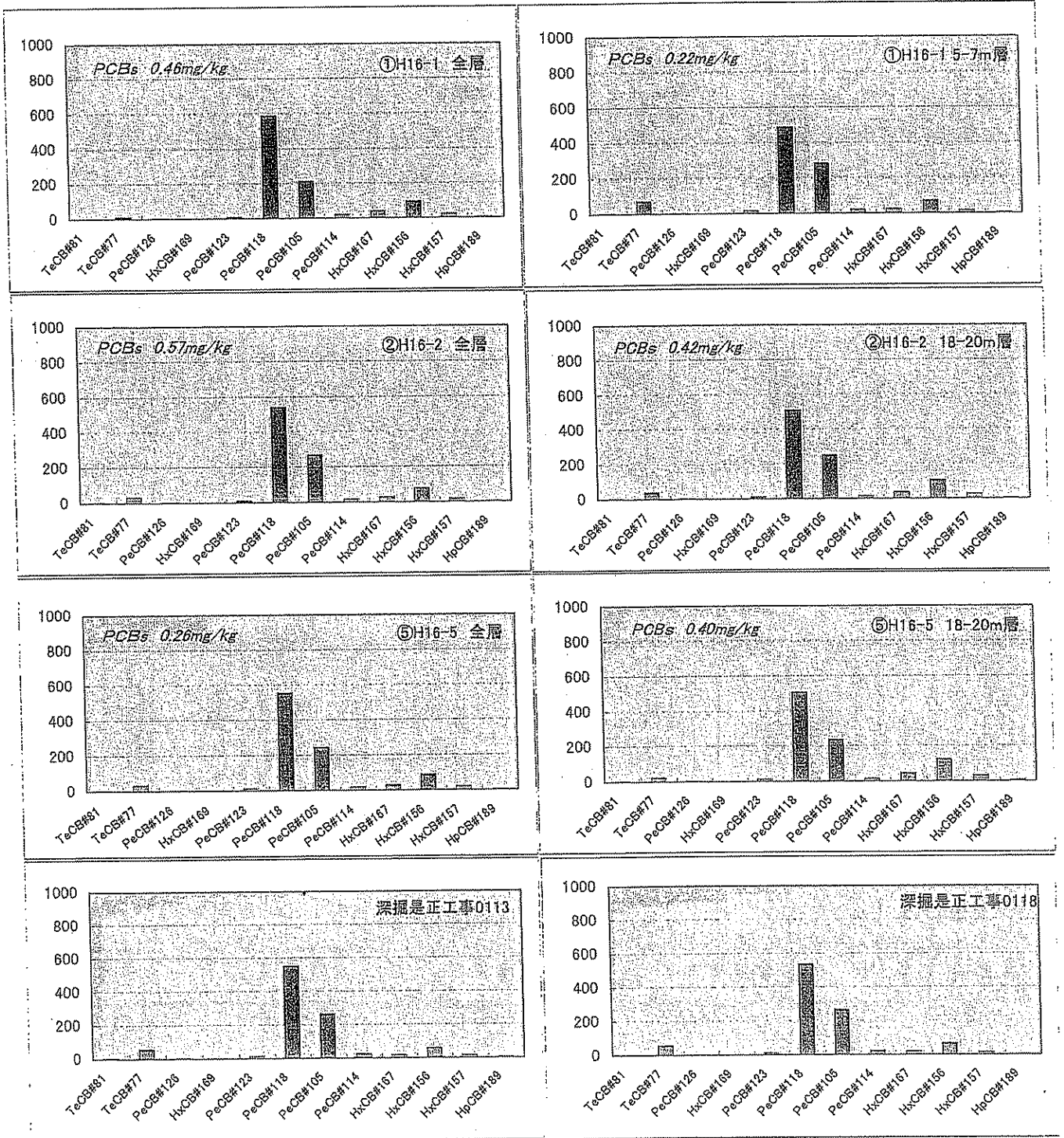
水質環境基準: 検出されないこと
($0.5 \mu\text{g}/\text{L}$)

底質暫定除去基準: $10\text{mg}/\text{kg}$

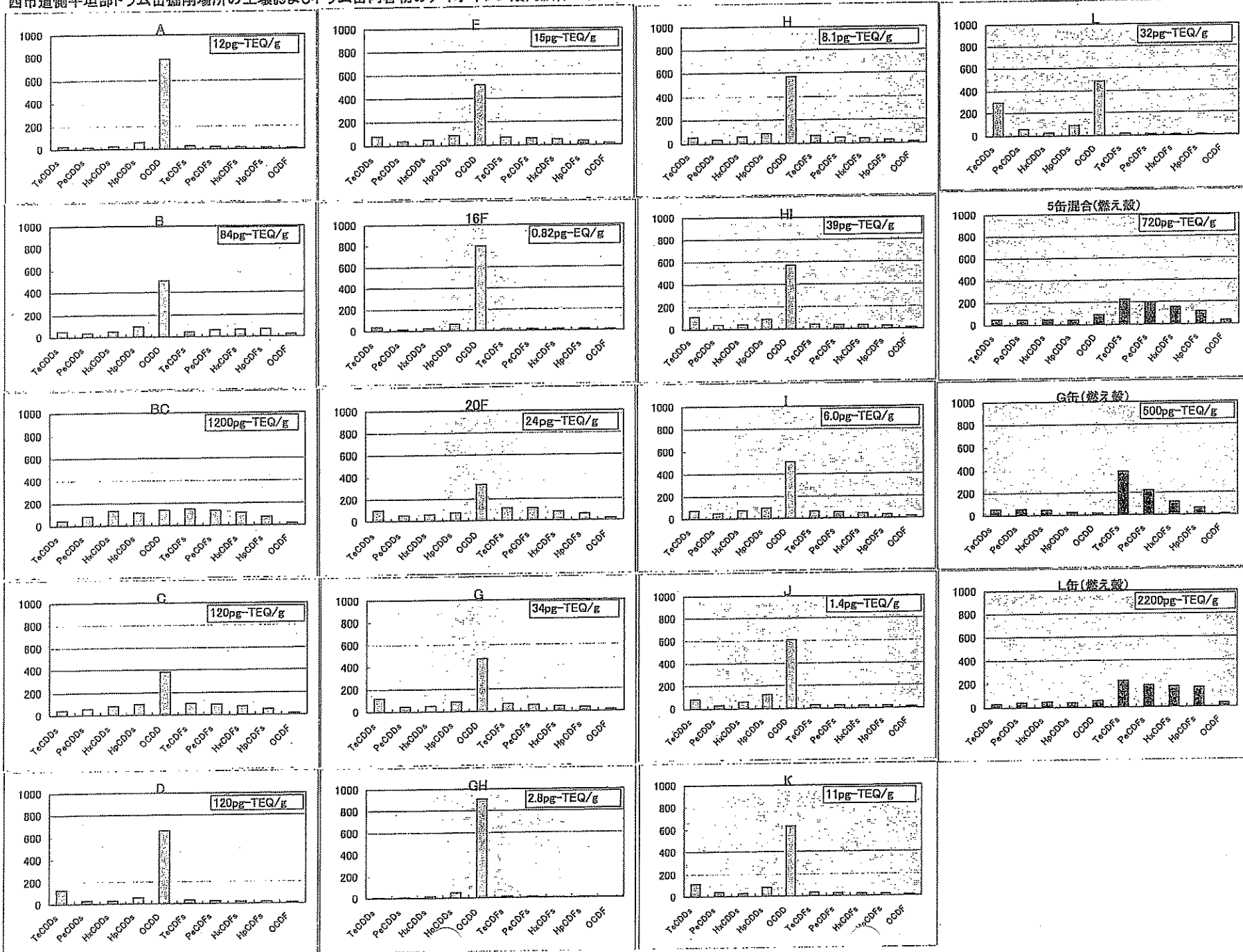
処分場中央部、深掘是正工事の土壌のダイオキシン類同族体パターン



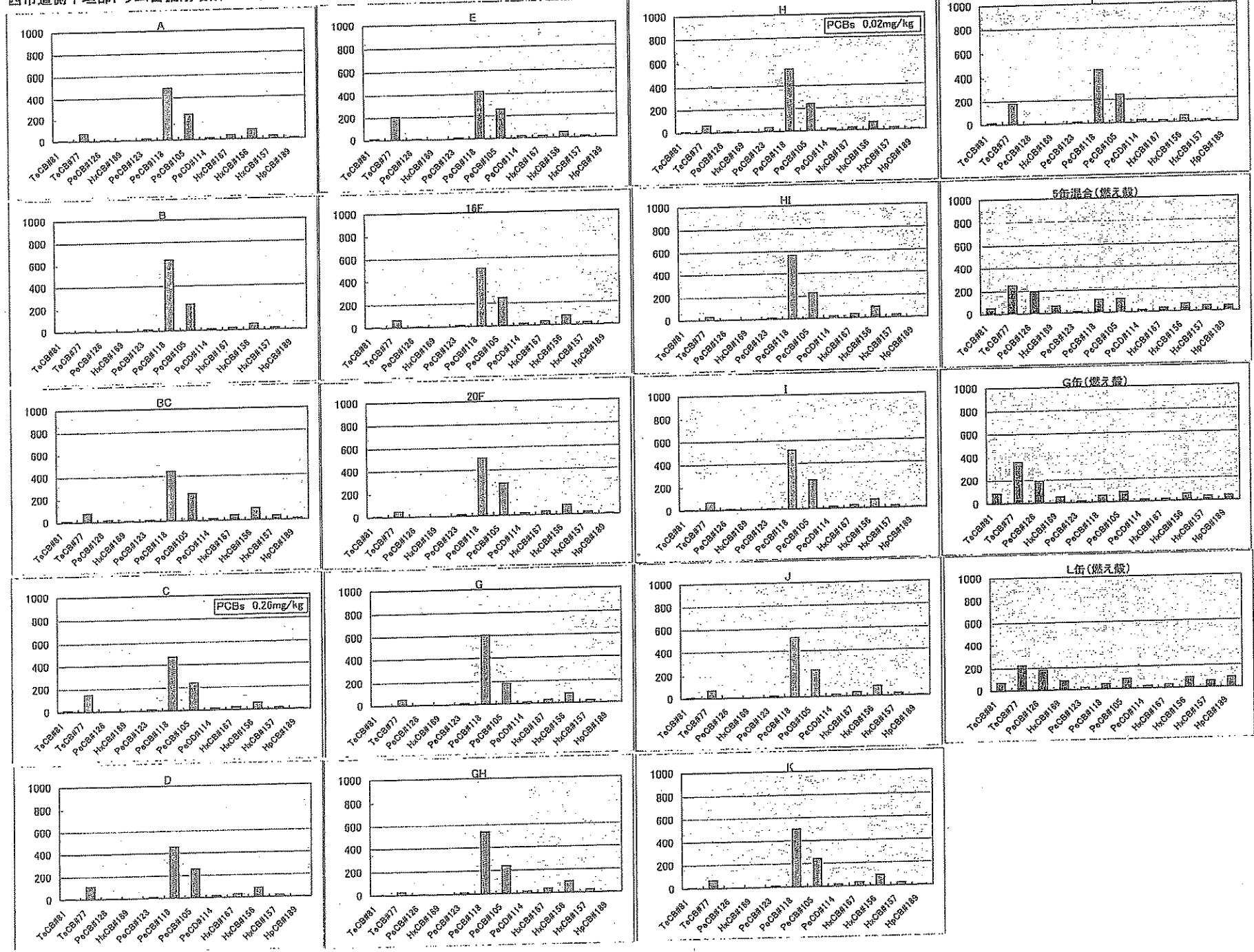
姫分場中央部、深掘是正工事の土壤のゴラナ-PCBs異性体パターン

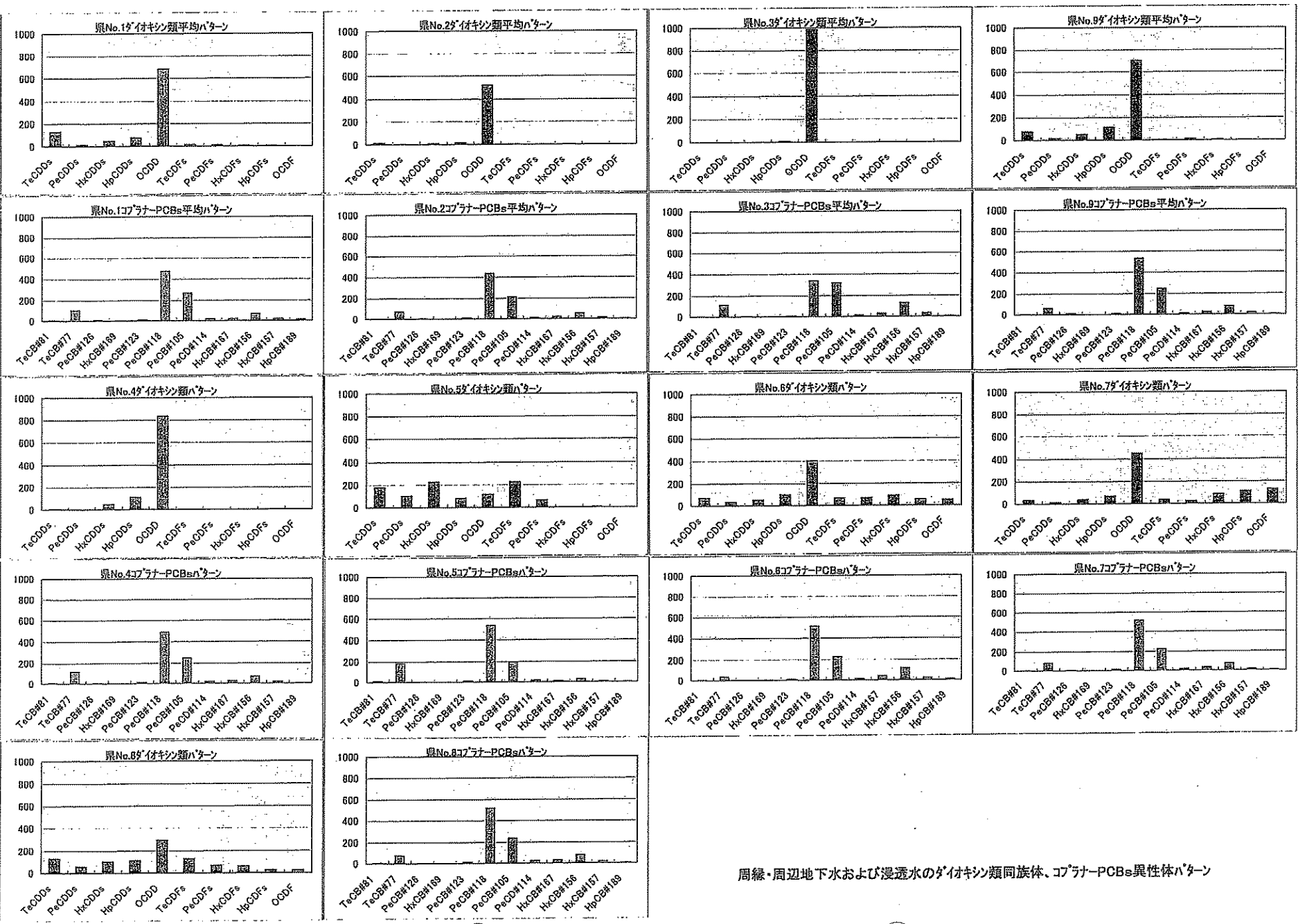


西市道側平坦部ドラム缶掘削場所の土壌およびドラム缶内容物のダイオキシン類同族体パターン



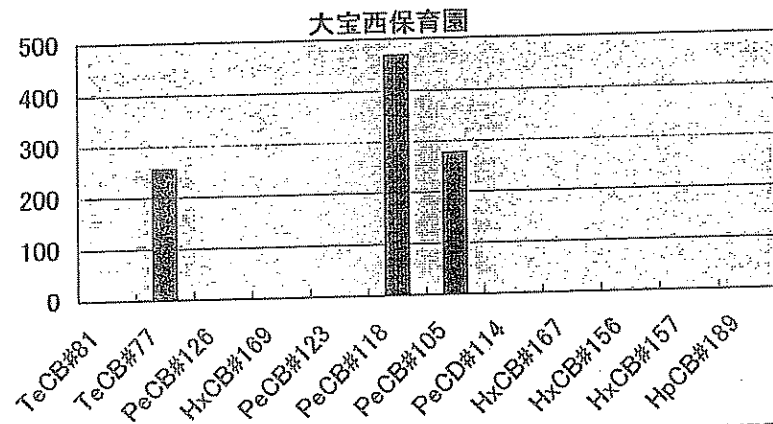
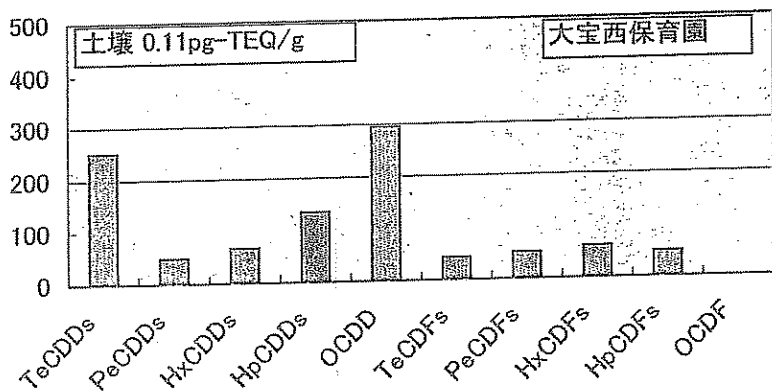
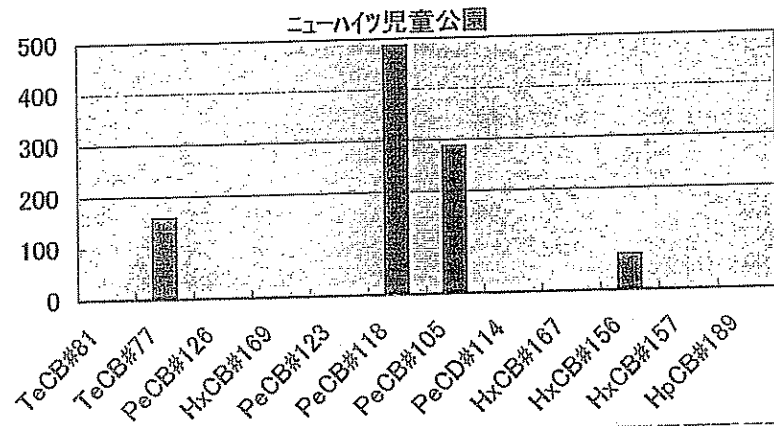
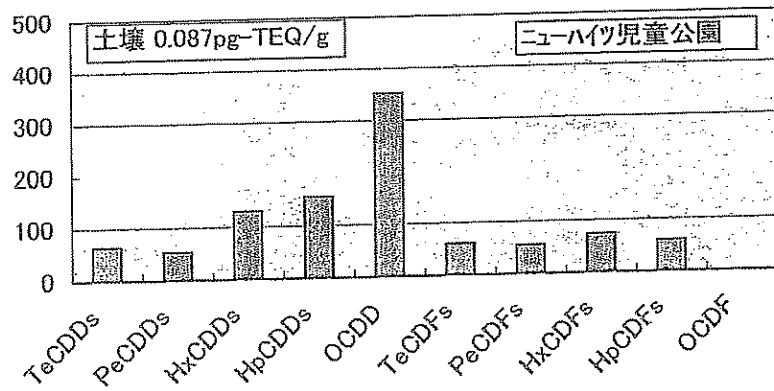
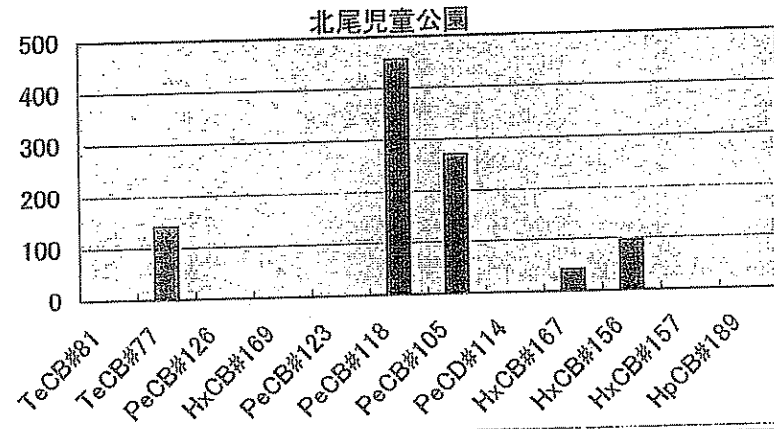
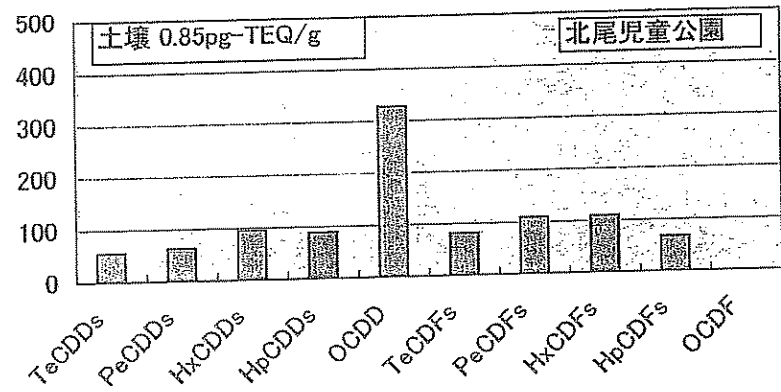
西市道側平坦部ドラム缶掘削場所の土壌およびドラム缶内容物のコプラ-PCB_s異性体パターン



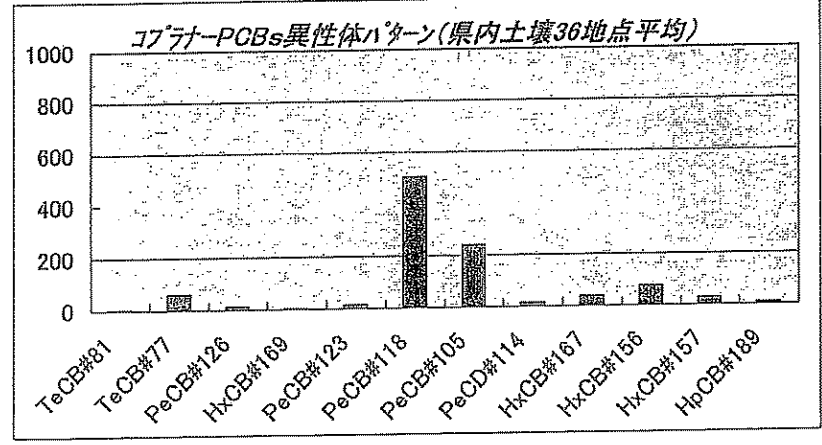
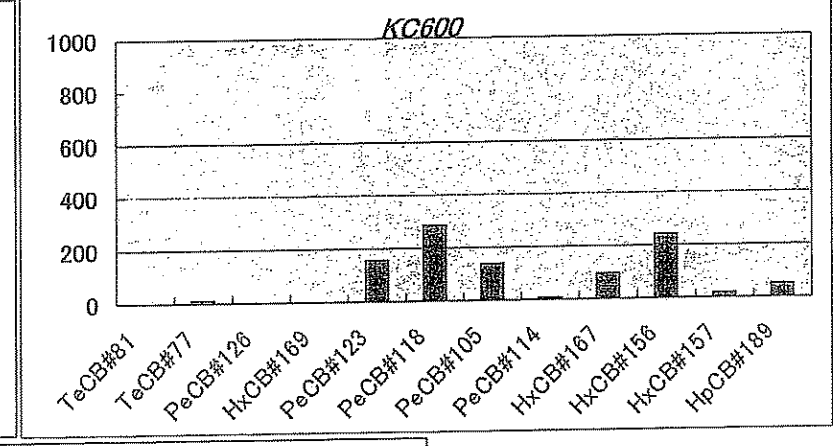
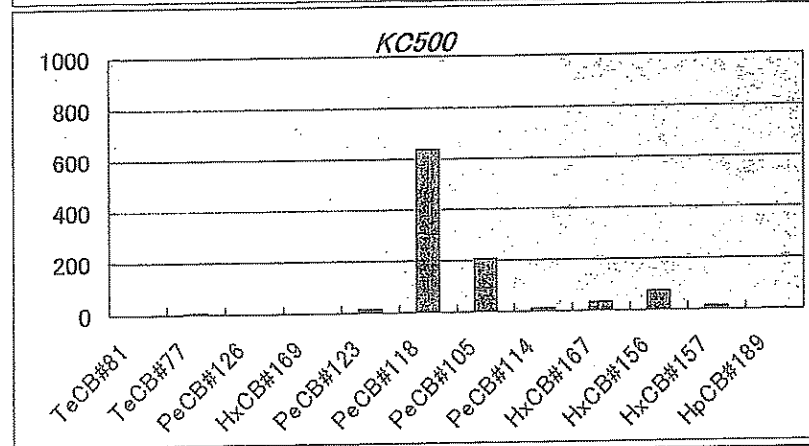
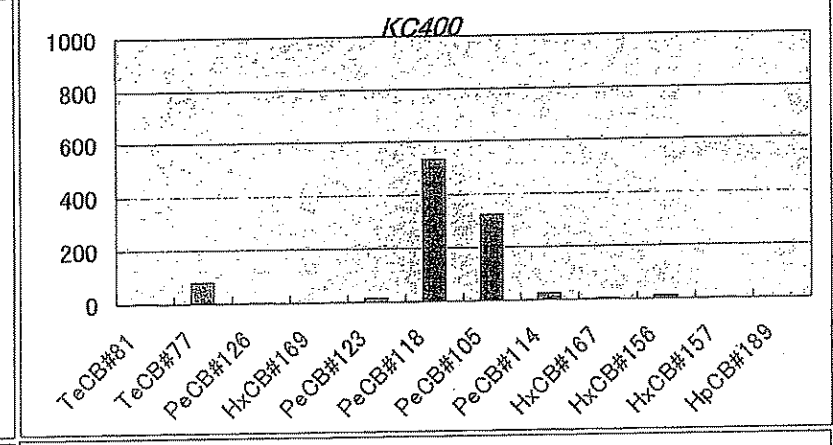
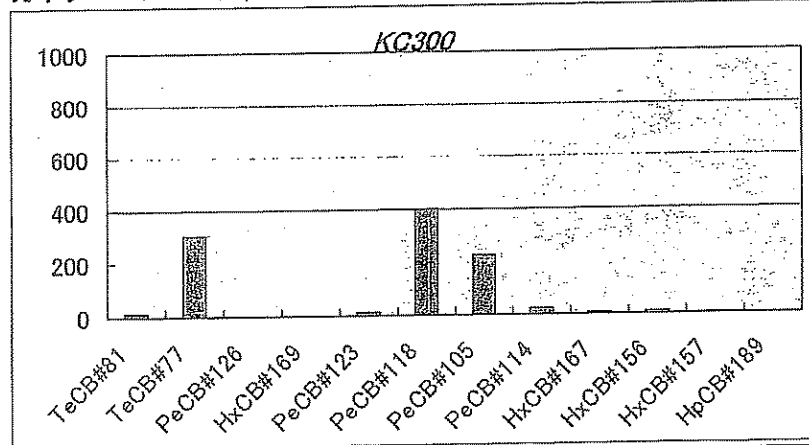


周縁・周辺地下水および浸透水のダイオキシン類同族体、コプラナーPCBs異性体パターン

周辺土壌ダイオキシン類同族体パターン、コプラ-PCBs異性体パターン



カネクロールのコプラナーPCBs異性体パターン



PCB廃棄物等に係る現行制度の概要

(1) 廃棄物処理法におけるPCBに係る規定

① 特別管理廃棄物の指定

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理廃棄物」として政令で指定し、一般の廃棄物とは異なる処理基準及び専門の処理業者により行うことを規定している。
- PCBについては、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、廃PCB等（廃PCB及びPCBを含む廃油）、PCB汚染物（PCBが付着した金属、プラスチック等）、PCB処理物（廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処分したもの）が特別管理産業廃棄物として指定されている。

② PCBを含む廃棄物の処理基準

- 廃PCB等又はPCB汚染物の処理基準として、高温（1,100度）で焼却する方法又は環境大臣が定める方法により行うこととされている。
- 環境大臣が定める方法としては、廃PCB等に含まれるPCBを化学的に分解する方法、PCB汚染物に付着等しているPCBを洗浄又は分離により除去する方法が定められている。
- 廃PCB等又はPCB汚染物の分解施設又は焼却施設、PCB汚染物の洗浄施設又は分離施設については、廃棄物処理施設として構造・維持管理基準が定められており、施設の設置に当たっては都道府県知事の許可が必要となっている。

(2) PCB特別措置法における規定

① PCB廃棄物の指定

- PCB特別措置法においては、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェ

ニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを「PCB廃棄物」として指定し、事業者に対して保管等の届出、期限内の処分を義務付けている。

② 処理期限

- PCB特別措置法においては、PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況等を勘案して、PCB廃棄物を政令で定める期間（平成28年7月）までに処理しなければならないとされている。

PCB特別措置法

第10条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

PCB特別措置法施行令

第3条 法第10条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して15年とする。

(3) PCBを含む廃棄物に関する判定基準

- PCBを含む廃棄物を処理した後の処理物については、高濃度のPCBを含む廃棄物（PCB濃度として数十%のもの）を化学処理した後に生ずる処理済油中のPCB濃度が0.5ppm以下であれば「PCB廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」に該当しないとの規定がなされている。
- 処理済油中のPCB濃度0.5ppmについては、平成9年に環境庁が検討を行った際、2ppmを処理目標値として設定した場合、処理施設周辺環境の安全性は確保されるものと考えられるが、一層の安全率を見込んだ低いレベルで処理目標値を設定することがより望ましいとの考え方から、化学処理を行った際の処理目標値として示されたものである。
- なお、処理前のトランスに封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5ppm以下であるときは、当該トランスは「特別管理産業廃棄物」及び「PCB廃棄物」に該当しないものとして取り扱っているところである。

(4) POPs条約における処理期限

- 平成16年5月に発効した POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）においては、PCBについて、2025年（平成37年）までに使用停止に努めること、2028年（平成40年）までに処理するよう確固たる努力を払うことが規定されている。

POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）

附属書A 第2部

締約国は次のことを行う。

- (a) 機器（例えば、トランス、コンデンサ又は液体を含有する他の容器）内におけるポリ塩化ビフェニルの使用を、締約国会議が検討することを条件として、2025年までに廃絶することに関し、次の優先度に従って措置をとること。
 - (i) 10%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が5リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。
 - (ii) 0.05%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が5リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。
 - (iii) 0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える機器を特定し及び当該機器の流通を中止するよう努めること。
- (e) 第6条1の規定に従い、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有する液体及び0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルで汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも2028年までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。

(5) PCBとダイオキシン類の環境基準等

- PCBに係る環境基準等については、暫定的人体許容摂取量をもとに、排ガスの暫定排出許容限界、水質汚濁に係る環境基準、排水基準、土壌の汚染に係る環境基準などが設定されている。

また、PCBには、ダイオキシン類であるコプラナーPCBが含まれていることから、PCB及びダイオキシン類に係る環境基準等を整理すると下表のとおりである。

PCBに係る環境基準等

暫定的人体摂取許容量	5 μ g/kg/日
PCB 等の焼却施設から排出される排ガス中の PCB 暫定排出許容限界	平均0.15mg/m ³ 以下 (液状の PCB 等の場合 平均0.1mg/m ³ 以下)
大気の暫定環境濃度	0.5 μ g/m ³
排水基準	0.003mg/L
水質汚濁に係る環境基準	検出されないこと (0.0005mg/L)
底質の暫定除去基準	10ppm (底質の乾燥重量当たり)
土壌の汚染に係る環境基準	検液中に検出されないこと (0.0005mg/L)
作業環境評価基準	0.1mg/m ³

ダイオキシンに係る環境基準等

耐容一日摂取量	4 pg/kg/日
大気排出基準 (廃棄物焼却炉 4 t/h 以上)	0.1ng/m ³
大気の汚染に係る環境基準	0.6pg-TEQ/m ³
水質排出基準	10pg-TEQ/L
水質の汚濁に係る環境基準	1 pg-TEQ/L
水底の底質の汚染に係る環境基準	150pg-TEQ/g
土壌の汚染に係る環境基準	1,000pg-TEQ/g
作業環境における管理すべき濃度基準	2.5pg-TEQ/m ³

(6) 電気事業法におけるPCBに係る規定

① 柱上変圧器の使用状況報告

- 電気関係報告規則においては、PCBを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の台数及び容量について、毎年7月末日までに経済産業大臣へ報告することを規定している。

② 電気工作物の公害防止等に関する届出

- 電気関係報告規則においては、PCBを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合及び廃止した場合において、設置（又は廃止）した者の氏名、住所、設置している（又はされていた）事業所の名称、当該電気工作物の種類、定格、製造者名等について、管轄する産業保安監督部長へ届け出することを規定している。

③ 電路への施設禁止

- 電気設備に関する技術基準を定める省令においては、PCBを含有する絶縁油を使用する電気機械器具を電路に施設しないことを規定している。

電気設備に関する技術基準を定める省令

第19条

11 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具は、電路に施設してはならない。

附則

1 この省令は、平成9年6月1日から施行する。

2 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による。

電気設備技術基準の解釈

（ポリ塩化ビフェニル使用電気機械器具の施設禁止）（省令第19条）

第29条の2

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油とは、絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1 kgにつき0.5 mg以下である絶縁油以外の物である。

廃棄物処理法に基づく廃PCB等に係る基準の概要

廃PCB等、PCB汚染物については、廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物として厳格な管理・処理が義務付けられている。その概要は以下のとおり。

政令のカテゴリー		処理方法
廃PCB等	特別管理産業廃棄物としての判定基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃PCB ・ PCBを含む廃油 	特段の規定なし	高温焼却 化学的分解 ^{※2}
PCB汚染物	特別管理産業廃棄物としての判定基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・ PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず ・ PCBが染み込んだ木くず ・ PCBが染み込んだ繊維くず ・ PCBが付着又は封入された廃プラスチック ・ PCBが付着又は封入された金属くず ・ PCBが付着した陶磁器くず ・ PCBが付着したがれき類 ・ PCBが染み込んだ汚泥 	特段の規定なし 環境省令 ^{※1} で定める基準に適合しないものに限る	高温焼却 化学的分解 ^{※2} 洗浄 分離
PCB処理物	特別管理産業廃棄物に当たらないとする判定基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃油 ・ 廃酸、廃アルカリ ・ 廃プラスチック類又は金属くず ・ 陶磁器くず ・ その他 	PCBの含有量が0.5mg/kg以下 PCBの含有量が0.03mg/L以下 付着していないこと 付着していないこと PCBの溶出量が0.003mg/L以下	高温焼却 化学的分解 ^{※2} 洗浄 分離

※1：環境省令は未制定

※2：化学的分解の方法としては脱塩素化分解、水熱酸化分解、還元熱化学分解等がある。

特別管理産業廃棄物に係る規制

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物処理法第12条の2の規定に基づき、下記のような義務の遵守が求められている。

第2項	<p><保管></p> <p>特管物が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全条支障のないようにこれを保管しなければならない</p>
第3項	<p><運搬・処分の委託></p> <p>特管物の運搬又は処分を委託する際には特管物の許可業者に委託しなければならない。</p>
第4項	<p>また、委託基準（あらかじめ、特管物の種類、数量等を文書で通知等）を遵守しなければならない。</p>
第6項 第7項	<p><管理責任者の設置></p> <p>事業場ごとに、特管物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」をおかななければならない。</p>
第12項	<p><帳簿の記載></p> <p>特管物の処理に関する処理（運搬・処分の年月日、委託料、委託先等）を作成し、5年間保存しなければならない。</p>

特別管理産業廃棄物管理責任者については、廃棄物処理法施行規則第8条の17第2号に資格要件が定められており、一定年数以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者でなければならない。

PCBを含む廃棄物等に係る参考条文

【特別管理廃棄物の指定】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

（定義）

第2条

- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
 - 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第15条の4の4第1項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）
- 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

（特別管理産業廃棄物）

第2条の4 法第2条第5項（ダイオキシン類対策特別措置法第24条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

- 五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）
- イ 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油をいう。以下同じ。）
 - ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物（次に掲げるものをいう。以下同じ。）
 - (1) 汚泥（事業活動に伴つて生じたもの及び法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物のうち日常生活に伴つて生じたもの（以下「事業活動等発生物」という。）に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
 - (2) 紙くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの

- (3) 木くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの
 - (4) 繊維くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの
 - (5) 廃プラスチック類（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの
 - (6) 金属くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの
 - (7) 陶磁器くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの
 - (8) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの
- ハ ポリ塩化ビフェニル処理物（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）をいう。以下同じ。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）
（令第2条の4の環境省令で定める基準等）

第1条の2

- 4 令第2条の4第5号ハのポリ塩化ビフェニル処理物に係る環境省令で定める基準は、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1キログラムにつき0.5ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1リットルにつき0.03ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこととし、陶磁器くずの場合は当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこととし、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合は当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であることとする。

【PCB特別措置法におけるPCB廃棄物】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(平成13年法律第65号)

(定義)

第2条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令

(平成13年政令第215号)

(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物)

第1条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）とする。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

(平成13年環境省令第23号)

(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準)

第3条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第1条の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したものについて、当該処理したものが、次の表の上欄に掲げる廃棄物である場合ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

一 廃油	当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1キログラムにつき0.5ミリグラム以下であること。
二 廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
三 廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。

四 陶磁器くず	当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。
五 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。

- 2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の2第53項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。

【PCBを含む廃棄物の処理基準】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ（ルに規定する場合にあつては、(1)を除く。）及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

ツ 廃ポリ塩化ビフェニル等の第六条の五第一項第二号ニの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ネ ポリ塩化ビフェニル汚染物の第六条の五第一項第二号ホの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ナ ポリ塩化ビフェニル処理物の第六条の五第一項第二号への規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ム ハからラまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

二 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ホ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又は

ポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

へ ポリ塩化ビフェニル処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ（(1)に限る。）、ニ及びホ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

チ 廃ポリ塩化ビフェニル等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める基準に適合するものにする事。

リ ポリ塩化ビフェニル汚染物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、次のいずれかの方法により処理すること。

(1) ポリ塩化ビフェニルを除去すること。

(2) 焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める基準に適合するものにする事。

(3) ポリ塩化ビフェニル汚染物の材質、ポリ塩化ビフェニルの封入の状態等により(1)又は(2)によることが困難であると認められる場合には、環境大臣が別に定める方法で処理すること。

ヌ ポリ塩化ビフェニル処理物の埋立処分を行う場合には、リの規定の例によること。

(産業廃棄物処理施設)

第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

3 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

5 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

8 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理

物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの

ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

12 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

12の2 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設

13 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗淨施設又は分離施設

13の2 産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

第12条の2 法第15条の2第1項第1号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

5 令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）の技術上の基準は、第4条第1項第7号（同号ロ(1)及び(2)を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

イ 燃焼ガスの温度が摂氏800度（令第7条第12号に掲げる施設にあつては、1,100度）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。

ロ 燃焼ガスが、摂氏800度（令第7条第12号に掲げる施設にあつては、1,100度）以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。

第12条の7 法第15条の2の2の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

5 令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）の維持管理上の基準は、第4条の5第1項第2号（同号ハを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度（令第7条第12号に掲げる施設にあつては、1,100度）以上に保つこと。

二 令第7条第12号に掲げる施設にあつては、燃え殻を令第6条の5第1項第3号チ又は同号リ(2)に掲げる環境省令で定める基準に適合させること。

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）

（特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）

第三条

- 7 令第六条の五第一項第三号チの環境省令で定める基準は、廃ポリ塩化ビフェニル等の焼却により生じた燃え殻、汚泥又はばいじんに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。
- 8 令第六条の五第一項第三号リ(2)の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥又はばいじんに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

	第一欄	第二欄
八	ポリ塩化ビフェニル	検液1リットルにつきポリ塩化ビフェニル 0.003ミリグラム以下

電気事業法令におけるPCBを含有する絶縁油を使用する
電気工作物に係る規定

電気関係報告規則（昭和40年6月15日通商産業省令第54号）

（定期報告）

第二条 電気事業者、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関は、次の表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。ただし、卸電気事業者にあつては同表第3号に掲げる報告書を、特定規模電気事業者にあつては同表第2号及び第3号に掲げる報告書を、自家用電気工作物を設置する者にあつては出力千キロワット未満の発電所について同表第5号に掲げる報告書を提出することを要しない。（関係部分のみ）

報告書名	電気事業者		報告先
	様式番号	報告期限	
六 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）	様式第10	7月末日	経済産業大臣

【様式第10の記載項目】
ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の台数及び容量

（公害防止等に関する届出）

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、同表の第1号から第4号まで及び第6号に掲げる場合であつて、法第47条第1項の認可又は法第48条第1項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

（関係部分のみ）

届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
十五の二 現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該電気工作物を廃止し、第17号の2の届出をする場合を除く。）	判明した後遅滞なく	当該電気工作物を設置している又は予備として有している者の氏名又は名称及び住所若しくは法人にあつては代表者の氏名、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している工場若しくは事業場の名称及	当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長

		び所在地並びに当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年月	
十七の二 別に告示する電気工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合	廃止の後遅滞なく	当該電気工作物を廃止した者の氏名又は名称及び住所、当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管していた工場若しくは事業場の名称及び所在地、当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月及び廃止年月並びに廃止の理由及び内容	当該電気工作物が設置されていた場所を管轄する産業保安監督部長

電気関係報告規則第四条の表第十五号の二及び第十七号の二の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を定める件（平成16年3月1日経済産業省告示第67号）

電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び第17号の2の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

- 一 変圧器（電気事業者にあつては柱上変圧器を除く。）
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点抵抗器
- 十一 避雷器
- 十二 OFケーブル